

あけまして  
おめでとう  
ございます



# 事務所だより

〒541-0047  
大阪市中央区淡路町2-1-10  
ユニ船場 405  
TEL 06(6226)1165(代)  
<https://yuipartners.jp>

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 12日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

## ワンポイント 源泉控除対象親族

令和7年分までの扶養控除等申告書には「控除対象扶養親族」を記載していましたが、8年分以後は、これに特定親族（生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下）のうち合計所得金額が100万円以下の人を加えた「源泉控除対象親族」を記載するため注意が必要です。

## 1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
2月2日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出  
2月2日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付  
1月13日  
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税／11月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等)  
2月2日
- 国 税／5月決算法人の中間申告  
2月2日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)  
2月2日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告  
2月2日
- 地方税／給与支払報告書の提出  
2月2日
- 労 務／労働保険料の納付(第3期分)  
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)  
2月2日

# が確定申告 人・収入



まもなく所得税・復興特別所得税（以下「所得税等」）の確定申告の時期を迎えます。確定申告する必要がある所得を申告しなかった場合には、後日、期限後申告や修正申告をして、本来納付すべき所得税等を納付するほか、加算税や延滞税など、申告漏れがなければ納税する必要がなかつた税金を納付しなければならないことがあります。

昨今、経済取引や金融商品は多角化し、そこから得る収入金額について、所得税等の確定申告が必要かどうかの判断は複雑化しています。

本号では、所得税等の確定申告が必要になる「人」と「収入（所得）」について、それぞれ具体的な内容をみていきます。

## 1 確定申告が必要な「人」

次の(1)から(4)の要件のいずれかに該当する人（確定申告すれば税金が還付される人を除ます。）は、所得税等の確定申告が必要になります。

確定申告をする場合、確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択

できる利子・配当・上場株式等の譲渡所得等を除き、原則として全ての所得を申告する必要があります。

### (1) 給与所得がある人

- ① 給与の年間の収入金額が2千万円を超える人  
② 給与を1か所から受領し、その給与が年末調整されてい場合に、給与所得・退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人

### (2) 公的年金等に係る雑所得の みの人

- 次の①又は②に該当する人は、確定申告が必要になります。  
①・②に該当しない人でも、住民税の申告が必要な場合があります。

- ① 公的年金等の収入金額が400万円を超える人

### 注意点

前記(1)～(4)に該当しない人でも、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算及び繰越控除の特例の適用などを受ける人は、確定申告が必要です。

③ 給与を2か所以上から受領し、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整されていない給与の収入金額と、給与所得・退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人（※）

※ 給与の収入金額の合計額から雑損控除・医療費控除・寄附金控除・基礎控除以外の所得控除の合計額を差し引いた残額が150万円以下で、かつ、給与所得・退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円以下の場合は申告不要です。

④ 同族会社の役員やその親族などで、その会社からの給与のほかに、その会社から貸付金の利子や不動産の賃借料などを受け取っている人

※ 控除しきれなかつた外国税額控除の額等があり最終的に還付申告となる場合、申告義務はありません。

### (3) 退職所得がある人

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える人（※）は、確定申告が必要になります。

※ 控除しきれなかつた外国税額控除の額等があり最終的に還付申告となる場合、申告義務はありません。

## 確定申告が必要な「収入」

### (1) 原稿料、講演料、印税、放送出演料

事業所得に該当しない場合であっても、雑所得（業務）として確定申告が必要です。収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出しますが、必要経費を差し引いた結果、赤字になつても他の所得金額と損益通算することはできません。

### (2) フリマアプリ、ネットオークション、ネット通販、配達代行、動画配信、アプリ作成・配信、有料メールマガ、アフィリエイト、ギャラ飲み、カーシェアリング、自宅等の時間貸し

原則として、事業所得又は雑所得（業務）として確定申告が必要です。ただし、ネットオークションなどで販売したものが家具や衣服、書籍などの「生活用動産」（貴金属や宝石などは30万円以下のものに限ります）で、かつその取引が一時的なものだった場合には、その取引から得た収入は非課税となるので、確定申告に含める必要はありません。

雑所得（業務）金額の算出方法や同所得金額が赤字になつた場合の損益通算の取扱いは、(1)と同じです。

### (3) 太陽光発電設備による売電

太陽光発電設備を家庭用として使用し、その余剰電力を売却している場合は、雑所得（業務）として確定申告が必要です。

太陽光発電設備は「機械及び装置」に該当するので、発電量のうち、売却した電力量の占める割合を業務用割合として計算した減価償却費の額を必要経費に算入します。

所得金額の算出方法や所得金額が赤字になつた場合の損益通算の取扱いは、(1)と同じです。

### (4) ふるさと納税の謝礼として受領した特産品

寄附した人が受領した特産品の経済的利益は、一時所得として確定申告が必要です。

一時所得は、特産品の時価から一時所得の特別控除額（最高50万円）を差し引いて算出します。他に一時所得がある場合は、その全ての収入金額の合計額からその収入を得るために支出した金額の合計額を差し引いた残額に2分の1を乗じた金額と同様に算出します。

額を差し引いた後、特別控除額を差し引きます。

なお、確定申告する際の「総所得金額」に算入する一時所得金額は、特別控除額を差し引いた残額に2分の1を乗じた金額となります。なお、前記1に記載した「各種所得金額」の計算においても、一時所得の金額は、特別控除額を差し引いた残額の2分の1の金額となります。

**(5) 競馬、競輪などの払戻金**  
競馬、競輪、オートレース、ボートレースの払戻金は原則、一時所得として確定申告が必要です。払戻金に係る年間受取額から得中した投票券の年間購入費用を控除した後、一時所得の特別控除額（最高50万円）を差し引いて所得金額を算出します。

### まとめ

以上のとおり、確定申告する必要がある「人」と「収入（所得）」の要件は大変複雑です。所得金額の算出方法や、赤字が生じた場合の損益通算の適用の可否なども、その収入ごとに検討する必要があります。

【参考資料】  
国税庁  
ホームページ  
「確定申告」



は、(4)と同じです。  
**(6) その他**

(1)～(5)で説明したもののほか、「暗号資産取引に係る収入を得た場合」、「外国為替証拠金取引（FX）に係る収入があつた場合」、「金地金の売却収入があつた場合」なども確定申告が必要になります。

## 昨年は、大変お世話になり、 ありがとうございました。 本年もどうぞ宜しくお願ひ致します。

昨年は色々な学びをした1年でした。外部研修に積極的に参加したり、コーチングを受けたり、自分自身に対して新しい取り組みができた年でした。研修等を通じて、自分が人生で大切にしている事が何かを改めて考える事ができました。家族、事務所メンバー、顧問先様を大切にし、自分が関わった人に、大井さんと出会えて良かったと思ってもらえる人生を築いていきたいと思います。今の自分の立ち位置を客観的に把握して、プライベートと仕事に取組み、昨年は色々な学びをした年でしたので、今年はそれをアウトプットする年にしたいと思います。

最近、お客様に会社名の由来を聞かれる機会が多くあります。事務所を引き継いだ当初は事務所名の由来を思い浮かべながら仕事をしておりましたが、今はあまり思い返す機会がありませんでした。しかし、改めて社名に付けた思いを定期的に振り返る事が大切だと感じました。今回、改めて由来を皆様にお伝えさせていただこうと思います。

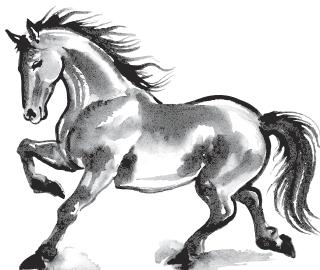
1つ目は、関与先様の想いを「結ぶ」という意味です。会計事務所は数字を軸に関与先様が思い描いていること・検討していること等の想いを実現するためのご支援をする立場にあります。その想いを結ぶようにという意味を込めております。

2つ目は、結びを英語表記すると「Conclusion」になります。翻訳すると、結論・最後等の意味になり、関与先様の意思決定にしっかりと関与できるようにという意味を込めております。

前所長の事務所の基本理念が「共存共栄」であり、私自身もこの理念を大切にしているため、同じような意味合いを持つ事務所名にしました。

今後も社名の由来を裏切らないように、皆様の事業発展等に寄与できるよう取り組んで参りたいと思います。改めまして、本年もどうぞ宜しくお願ひ致します。

追伸 例年ですが、事務所新聞を送付しているお客様につきましては、年賀状の送付は割愛させていただいております。



代表税理士 大井智志

趣味 運動、映画鑑賞、サウナ

血液型 O型

星座 蟹座